特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に 関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和5年4月3日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務				
②事務の概要	春日部市(以下「本市」という。)は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に関する事務】 物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、給付金を支給する。				
③システムの名称	1 価格高騰緊急支援給付金システム 2 団体内統合宛名システム 3 春日部市中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項別表第1の101の項、別表第一主務省令第74条、別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)7号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

 (選択肢>

 (1)実施の有無
 (選択肢>

 (1)実施する
 (2)実施しない

 (3)未定

②法令上の根拠 番号法第19条8項及び別表第二第121の項

5. 評価実施機関における担当部署

① 部署 春日部市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付プロジェクトチーム ② 所属長の役職名 春日部市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付プロジェクトチームサブリーダー

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

総務部 市政情報課 市民相談·情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地 電話:048-736-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

総務部 市政情報課 市民相談·情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地

電話:048-736-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			14年9月30日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	14年9月30日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類				
[基礎	項目評価	書]		1) 基· 2) 基·	択肢> 礎項目評価書 礎項目評価書及び 礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に1	ついては、それぞれ』	重点項目評			
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十:	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特 2) 十:	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十:	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十:	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない	い(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十·	択肢> に力を入れている 分である <u>題が残されている</u> 択肢>	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十:	択肢> に力を入れている 分である <u>題が残されている</u>	
7. 特定個人情報の保管・3	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特 2) 十:	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	<u></u>
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1)特 2)十:	択肢> に力を入れて行っ ⁻ 分に行っている 分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月3日	評価書名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和5 年3月31日終了】	事前	